

第56回 生命倫理・安全部会	資料56-4-3
令和6年11月25日～27日	

今後の検討予定について

1. 研究開発に係る主務大臣が定める人の生命若しくは身体の保護のための措置又は非常災害に対する応急の措置として、緊急に遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする必要がある場合を定める件

令和6年12月以降順次

- ・ 告示の施行

2. 大臣確認の対象となっている遺伝子組換え生物等の見直し

年内～年明け

- ・ 研究二種省令、研究二種告示改正案のパブリック・コメントの実施

令和7年1月30日以降

- ・ 遺伝子組換え技術等専門委員会
 - 【議題案】パブリック・コメント結果を踏まえた研究二種省令、研究二種告示改正案の審議
- ・ 公布、施行